

# 議案第6号

## 平成30年度事業計画決定の件

上記の事業計画案を策定したので、承認を求める。

### 平成30年度事業計画（案）

#### 1. はじめに

平成の時代も、ついに30年目を迎えた。我々司法書士は、146年前の明治5年に、裁判書類作成の専門職として誕生したものであるが、その後、登記をその業務範囲とし、今日では、登記、裁判書類作成に加え、簡裁代理、企業法務、成年後見、財産管理など、社会からの要請に応じ、その姿を変革させ続けてきている。

当会も、来年の11月に、創立100周年の節目を迎えることとなった。

引き続き、我々司法書士は、根幹の業務を維持、発展させていくとともに、少子高齢化問題、認知症高齢者問題、空き家問題、所有者不明土地問題、相続登記未了問題、そして成年後見利用促進など、社会状況の変化を見極め、国民からの負託に応えていかなければならない。

根幹の業務のみならず、その時々において社会に不足している部分、社会が必要としている部分、社会から求められている部分にも柔軟に応えていくこともまた、我々司法書士に求められている責務であろう。

我々司法書士は、常に自身の変革を続け、社会の改善を続けていく法律職能である。

このような意図のもと、計画した事業は、以下のとおりである。

#### 2. 事業方針

本年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、以下の事業を重点事項とし遂行する。

##### (1) 法令及び会則等改正対策

民法、会社法、不動産登記法、商業登記法をはじめとする、業務に関連する法令の改正についての動向を注視し、必要な対応を行う。

とりわけ、空き家問題・所有者不明土地問題に起因する民法、不動産登記法の改正及びに法人設立登記手続の簡素化による商業登記法の改正が予想されるが、司法書士業務の維持の観点から情報の収集及び迅速な対応を目指す。

日司連が提唱する今次司法書士法改正項目の早期実現について、日司連・単位会・司法書士関連団体とも連携しつつ、適切な対応を行う。

法令改正後の会員の業務に支障なきよう、時宜にかなった研修会の開催に努める。

特に、平成30年度中に施行が予定されている不動産登記における「資格者代理人方式」について、会員が適正に業務を行えるように周知を図る。

## (2) 司法・司法書士制度対策

司法書士倫理規範の更なる周知徹底を図り、高い倫理性の維持、向上を目的とする、司法書士倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行い、不正職務の防止に最善を尽くす。

「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談事業の効率的な運営を図るとともに、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター事業へのより主体的な関与を図る。

司法書士会による裁判外紛争解決機関である「東京司法書士会調停センター『すてつき』」のより一層の充実を図り、その広報に努める。

司法制度改革の中での司法書士の位置付け、存在意義を再検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

また、裁判業務及び簡裁訴訟代理等関係業務について、司法書士の必要性を、より一層確立していく。

## (3) 非司法書士行為の排除

非司法書士行為に対して、積極的な情報収集及び調査の徹底に努め、厳正に対処する。

## (4) 組織改善対策

司法制度改革、規制改革の動きの中で、より一層、司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業の在り方を検討する。

また、会内合意形成過程の透明性を実現するため、会議の情報公開などに努める。

## (5) 成年後見制度への対応

リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度の利用促進及び成年後見制度における司法書士に対する社会的要請への対応を図るとともに、会員の不正業務の再発防止に努める。

## (6) 社会問題への対応

社会問題化している空き家問題・所有者不明土地問題について、自治体とのより緊密な連携に努めるとともに、相続登記未了問題について、積極的な対応を行う。

権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応を図るとともに、自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、自死予防対策を含む多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の動向にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

## (7) 東日本大震災からの復興への対応

被災地又は被災地会と緊密に連携し、被災地や仮設住宅等における適切な施策を実施するとともに、被災地・被災地会の要請を最優先とする支援を行う。

## (8) 司法書士不在地域対策

島嶼地域などにおける司法書士不在地域において、リーガルサービスへのニーズに対応するため、地元自治体等と連携をとりながら、引き続き相談事業を行う。

## (9) 事業の検証

当会の事業を継続的に見直し、効率的な事業運営を行う。

## (10) 司法書士制度広報

一般市民における司法書士の知名度の更なる向上を目指し、多様な広報ツールやメディアの

活用により、司法書士制度の広報に努める。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。